

森林経営管理制度の取組状況について（平泉町編 ～その2～）

1 はじめに

平泉町では、令和4年度末までに町内全域の意向調査が終了し、現在は、令和3年4月1日に策定・公表した平泉町森林経営管理実施方針に基づき、意向調査後の取組を進めています。

今回は、既報（2021-31号、令和4年1月31日発行）に引き続き、平泉町が取組んだ集積計画の策定と森林整備（間伐）の取組状況を紹介します。

2 取組の概要

(1) 経営管理権集積計画の策定

意向調査の結果、平泉町など第3者に経営管理を委ねたいと回答した森林所有者を対象として、令和6年5月31日までに104.91haの集積計画を策定しました。

集積計画の策定にあたっては、森林資源調査（地上でのプロット調査）を実施した上で、策定が必要と判断した森林について、計画期間を概ね10年間、計画範囲を1筆（地番）の全てを対象とする計画を策定しています。

管理内容は、森林整備が必要な人工林は計画期間内に1回以上の間伐を行い、ほか広葉樹を含め年1回以上の巡視を行うこととし、平泉町が自ら経営管理することを基本としています。

詳細は、平泉町ホームページで公表している「平泉町森林経営管理制度実施方針」及び「経営管理権集積計画」を参照してください。



間伐実施後の様子

(2) 森林整備（間伐）の実施

策定した集積計画地の一部森林を対象として、令和5年度から平泉町森林経営管理事業により森林整備を実施しています。令和5年度は、森林環境譲与税の一部を活用し、計11筆6.61haの間伐を実施しました。

間伐後の森林は、林内にたくさんの光が差し込んでおり、針広混交林化が促進され、早期に公益的機能を高度に発揮する森林が形成されるものと期待されます。

余談ですが、間伐後間もなく、「裏山が見違えるように明るくなり、とてもありがたい」と付近の住民が平泉町役場を訪れ、感謝していたとのことでした。

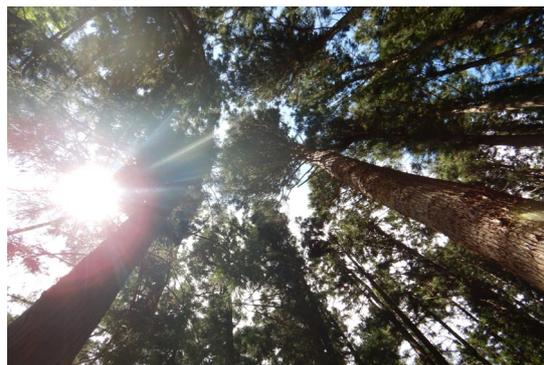
3 今後の取組

既に町内全域の意向調査が終了した平泉町では、今後、実施方針に基づき、集積計画策定及び間伐を着実に進めていくこととしています。

森林環境譲与税を財源とした間伐は、年間10haの実施が可能と試算しており、令和16年度までに終了させる計画です。

やるべき業務と目標が明確になっているため、今後も迷いなく取組を進めていけるものと考えます。

当センターの役割は「課題があれば一緒に解決すること」です。今後も、平泉町への伴走支援を通じて、円滑で着実な制度運用に取り組んでいきます。



間伐により林内に光が差し込む様子